

令和5年9月13日

国土交通省関東地方整備局

道路部

川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会（第27回）開催について

川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会を以下のとおり開催します。

- 開催日時 令和5年9月15日（金）13時00分から15時00分
- 開催場所 川崎市産業振興会館 9階 第3研修室

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ 神奈川県政記者クラブ 川崎記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 道路部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1383

路政課 課長 長沼 秀明（ながぬま ひであき）（内線：4151）

「川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会」(第27回)の開催について

1. 開催日時 令和5年9月15日(金) 13時00分から15時00分

2. 開催場所 川崎市産業振興会館 9階 第3研修室
(川崎市幸区堀川町66-20)

3. 連絡会出席者

関東地方整備局

道路部

路政課長

長沼 秀明

計画調整課長

小野寺 純一

ほか

首都高速道路株式会社

計画・環境部

都市環境創造課長 須藤 肇

ほか

原告団

4. 「連絡会」設置要綱
(別紙)のとおり

5. 今回の意見交換事項

川崎南部地域の沿道環境改善のための道路整備事業の進捗状況について

6. その他

- ・会議は公開で行いますが、カメラ・ビデオの撮影は、頭撮りのみとします。
- ・会議場は記者席及び一般傍聴席を用意しておりますが、会議場が満室になった場合には入場をお断りすることもあります。
- ・資料は、当日会場にて配布します。

(別紙)

川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会設置要綱

一 連絡会の設置

川崎市南部地区道路沿道環境に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

二 連絡会の目的

連絡会は、川崎1次及び2次～4次訴訟の原告団と国の道路管理者及び首都高速道路株式会社との間で意見交換を行うことにより、国及び首都高速道路株式会社が管理する当該訴訟対象道路（以下「対象道路」という。）における環境施策の円滑かつ効果的な実施に質することを目的とする。

三 連絡会の構成

連絡会は、次の関係委員をもって構成する。

国土交通省関東地方整備局

首都高速道路株式会社

原告団

四 会議

連絡会は、原告団に係る以下の事項についての意見交換を行う。

- ① 対象道路の環境等に関すること。
- ② 対象道路の道路構造対策に関すること。
- ③ その他必要な事項に関すること。（但し、連絡会を構成する道路管理者の所掌事項に限る。）

五 連絡会の座長は、国土交通省関東地方整備局代表委員とする。

六 運営

連絡会は、年1回開催とする。

臨時の連絡会は、関係委員の意見にも配慮し、必要に応じて座長が招集する。

七 事務局

連絡会の事務局は、国土交通省関東地方整備局に置くものとする。